

受付番号：2018-1-985

課題名：緑内障患者の不安傾向におけるメラトニン系の役割の調査

1. 研究の対象

2015年7月～2019年3月に東北大学病院または東北大学加齢医学研究所にて「緑内障に関連する神経変性へのBDNF遺伝子多型、抗酸化力の影響の調査」に参加された方。

2. 研究期間

2019年3月（倫理委員会承認後）～2024年3月

3. 研究目的

開放隅角緑内障患者における血中メラトニン濃度を主要評価項目として、緑内障とうつ病・不安症の関連を媒介するメカニズムを明らかにする。

4. 研究方法

2015年7月～2019年3月までに「緑内障に関連する神経変性へのBDNF遺伝子多型、抗酸化力の影響の調査」に参加した方の血液試料を用いて血中メラトニン濃度・コルチゾール濃度・セロトニン濃度を測定する。これらの血中ホルモン濃度の数値と脳MRI、心理検査、眼科指標のデータを用い、これらの関係を明らかにするための統計解析を行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

- ・血液
  - ・脳のMRI画像
  - ・心理検査の回答
  - ・眼科検査で得た眼科関連指標
  - ・抗酸化力検査で得た酸化ストレス指標
- 等

6. 外部への試料・情報の提供

血液中のホルモン濃度を測定するために、血液試料を株式会社SRLに提供することがあります。すべての血液検体はIDを付して匿名化されていますので、測定担当者等がその検体が誰のものであるかを知ることはありません。IDと研究参加者の方の氏名を対応させる

連結可能匿名化対応表は研究者が作成しておりますが、これは研究所内に保管されており、外部に公開することはありません。

## 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

松平泉（加齢研・機能画像医学研究分野 大学院生）

東北大学加齢医学研究所機能画像医学研究分野

仙台市青葉区星陵町 4-1

022-717-3572 / izumi.matsudaira.t8@dc.tohoku.ac.jp

研究責任者：

瀧靖之 職名:教授

東北大学スマートエイジング学際重点研究センター

〒980-8575 住所:仙台市青葉区星陵町 4-1

TEL:022-717-8559

E-mail: yasuyuki.taki.c7@tohoku.ac.jp

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合